

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
日曜日に
がと、
日曜日
の翌日
当たると
する)

目 次

◇ 告 示 町等の区域の新設等 (二件) (市町村振興課)
土地区画整理法による換地処分 (二件) (都市計画課)

告 示

鳥取県告示第百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三百条第四項後段の規定による倉吉都市計画事業河北土地区画整理事業の宅地の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町
の名称

海田西町一丁目

同上の区域(平成七年二月一日現在の地番による。)

海田西町字芝場一八〇の二の一部、一八〇の六の一部、一八一の二の一部、一八一の三の一部、一八一の四から一八一の六まで、一八一の八から一八一の一四まで、一八三の二から一八三の四まで、一八五の二、一八五の四、一八七、一八八の二の一部、一八八の二から一八八の四まで、一九一の一部、一九二の二の一部、一九二の二、一九三から一九七まで、一九八の二、一九八の二、一九九、二〇〇、二〇〇の次一、二〇一、二〇二の二から二〇二の五まで、二〇三、二〇三の二、二〇四、二〇五の二、二〇五の二、二〇六、二〇七の一部、二〇九の一部、二一〇の一部、二一一の一部、二一二の一部、二一五、二一七、二一七の二、二一七の二、二一九、二二〇、二二〇の二、二二〇の二、二二二の二から二二二の七まで、二二二の二から二二二の五まで、二二三の二から二二三の三まで及びこれらと一体をなす国有地
海田西町字上河原二二四、二二四の二、二二五の二、二二五の二、二二六の二、二二六の次第一の一部、二二八の次第一の一部、二二八の六の一部、二二八の二〇の一部、二二八の二六及びこれらと一体をなす国有地
海田西町字上荏子田四八七の二の一部、四八七の三の一部、四八七の四の一部、四八七の九の一部、四八七の一〇の一部、四八七の一の一部、四八七の二の一部、四八七の三から四八七の一八まで、四八七の二〇の一部、四八八の二の一部、四九〇の二から四九〇の四まで、四九〇の六から四九〇の二六まで及びこれらと一体をなす国有地
海田西町字唐樋四九五、四九五の三から四九五の九まで、四九六の

一、四九六の二、四九七の二、四九八の一から四九八の七まで、四九九、四九九の一から四九九の三まで、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇一の一、五〇一の二、五〇二、五〇三の一、五〇三の二、五〇四の一、五〇四の二、五〇六の一、五〇六の三から五〇六の七まで、五〇七の一及びこれらと一体をなす国有地

海田西町字大所一五二の一と一体をなす国有地の一部

海田南町字上河原二二七の一、二二七の二、二二八の二、二二八の三、二二八の一五、二二八の一六、二二八の二三から二二八の二五まで、二二八の二七、二二八の三一、二二八の三三から二二八の三五まで、二二八の三七の一部、二二八の三八及びこれらと一体をなす国有地

河北町字樋口尻五〇九の一、五〇九の三から五〇九の九まで、五〇〇の一の一部、五〇〇の四、五〇〇の五、五〇一の二、五〇二の一、五〇二の三、五〇三の一から五〇三の三まで、五〇四の一、五〇四の六、五〇四の七、五〇四の八の一部、五〇四の九の一部、五〇四の一〇から五〇四の一五まで、五〇四の一八から五〇四の二〇まで、五〇四の二一の一部、五〇四の二二、五〇四の二三、五〇四の二五から五〇四の二九まで、五〇四の三一から五〇四の四五まで、五〇五の一、五〇五の三の一部、五〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地

河北町字中通り五三〇の一、五三〇の二、五三〇の三の一部、五三一の一、五三二の四の一部、五三三の四の一部、五三三の五、五三三の六の一部、五三三の七、五三三の八の一部、五三三の九、五三三の十の一部、五三三の十一、五三三の十二の一部、五三三の十三、五三三の十四及びこれらと一体をなす国有地

河北町字下前河原六三〇の一の一部

河北町字前河原六三七、六三九の一、六三九の三、六四〇の一から六四〇の四まで、六四一の二、六四七の一から六四七の三まで、六四七の七から六四七の一四まで、六四九の一から六四九の六まで、六五〇の一、六五〇の二、六五二の一から六五二の七まで、六五三の一から六五三の八まで、六五五の一、六五五の三、六五五の四、六五五の五、六五五の六、六五五の七及びこれらと一体をなす国有地

河北町字モゲ川下ノ段八〇三の四、八〇三の六、八一四の三から八一四の七まで、八二七の三、八二九の一、八二九の四及びこれらと一体をなす国有地

新田字中通り五三一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

新田字川尻五九八の二と一体をなす国有地の一部

新田字モゲ川下ノ段七六六の三、七七六の四、七七八の四、七七九の四、七八〇の三、七八四の三、七八九の三、七九五の三、七九六の三、七九六の四、七九七の三、七九七の四、八〇二の三、八〇三の七、八〇三の八

天神町字樋口尻五〇九の二、五一三の三、五一四の二四及びこれらと一体をなす国有地

天神町字前河原六五五の二、六五五の五、六五五の七、六五六の三、六五六の五、六五八の一、六五九、六六〇の一、六六〇の四、六六一の一、六六一の二、六六一の四から六六一の二二まで及びこれらと一体をなす国有地

天神町字モゲ川六六二の一、六六二の二、六六二の三の一部、六六二の五から六六二の七まで、六六三の一部、六六四の二、六六四の三の一部、六六四の六、六六四の七、六六四の九から六六四の一二

<p>海田東町</p>	<p>河北町字中通り五三九の一の一部、五三九の四の一部、五四二の二の一部、五四三の一部、五四四の一の一部、五四四の三の一部 河北町字善太夫田五四五の一から五四五の九まで、五四六の一、五四六の二、五四七の一から五四七の四まで、五五〇、五五一の一から五五二の九まで、五五二の一から五五二の五まで、五五三の一から五五三の八まで、五五四の一、五五四の二、五五五の四の一部、五五五の七、五五六の四の一部、五五六の八の一部、五五七の一の一部、五五七の八の一部、五五七の九、五五七の一〇、五五七の一の一部、五五七の一二の一部、五五八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 福庭字穴田四一六の一の一部、四一六の七の一部、四一六の一〇の一部、四一六の一の一部、四一六の一四の一部、四一六の一五の一部、四二七の一部、四二八の一、四二八の二の一部、四二九の一部、四二九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 福庭字外河原六〇一の一部、六〇六の一部、六〇七の一部、六〇八の一、六〇八の二の一部、六〇八の三から六〇八の一〇まで、六〇八の一二から六〇八の一五まで、六一三の一部、六一八の一から六一八の三まで、六一九の一、六一九の二、六一九の四から六一九の七まで、六二〇の一、六二〇の二及びこれらと一体をなす国有地 福庭字下荏子田九一四の一の一部、九一五の一部、九一六の二の一部、九一八の二の一部、九一九、九二〇、九二二の一、九二二の二、九二二の三、九二二の四、九二五の一から九二五の四まで及びこれらと一体をなす国有地 海田東町字坂根二五の二の一部、二五の五 海田東町字荒神七三の一、七六の一、七六の五、七六の六、八四の三、八五の一、八六の一、八六の二、八七、八八の一から八八の三</p>
<p>河北町</p>	<p>まで、八九、九〇の一から九〇の三まで、九〇の四の一部、九〇の五、九〇の六の一部、九〇の七の一部、九〇の九及びこれらと一体をなす国有地 海田東町字外薬師九二の一の一部、九二の一三の一部、九二の一七の一部、九二の一八の一部、九二の一九の一部、九二の二〇の一部、九二の二二の一部、九三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 福庭字坂根三八二の三の一部、三八二の五、三八二の六、三八八の一部、三八九の一から三八九の三及びこれらと一体をなす国有地 福庭字八ヶ坪三九〇の七から三九〇の九まで、三九〇の一二、三九〇の一三及びこれらと一体をなす国有地 福庭字穴田四一六の九の一部 河北町字中通り五三二の一の一部、五三二の四の一部 河北町字下前河原六三〇の一の一部 新田字中通り五三一の四の一部、五三二の一、五三二の三の一部、五三二の七、五三三の一から五三三の四まで、五三四、五三五の一部、五三六の一部、五三七の一部、五三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 新田字柳原五七三の一の一部、五七四の二の一部、五七六の一部、五七七の二、五七七の三及びこれらと一体をなす国有地 新田字川尻五八二の一、五八二の二、五八三の二、五八四、五八五の二、五八六、五八六の一、五八八、五八九の一、五八九の三、五九四の三、五九五の一、五九五の三、五九八の二、六〇〇の一から六〇〇の二まで、六〇一の一から六〇一の三まで、六〇二及びこれらと一体をなす国有地 新田字下前河原六〇三の一から六〇三の二四まで、六〇四の一、六〇四の四、六〇七の三、六〇八の一、六〇九、六一〇、六一〇の三、</p>

一〇五六の一、一〇五六の二、一〇五六の五及びこれらと一体をなす国有地

清谷字中河原七四二の四の一部、七四三の一部、七四四の一の一部、七四四の二の一部、七四五、七四六の一、七四六の二の一部、七四七、七四七の内一、七四七の二の一部、七五〇の一の一部、七五〇の二の一部、七五一の一の一部、七五一の二の一部、及びこれらと一体をなす国有地

清谷字下徳田七八五の二、七八六の二、七八七の二、八〇五の一、八〇五の二、八〇六の次一、八〇六の四、八〇七の二及びこれらと一体をなす国有地

清谷字長田の全域

清谷字小幣の全域

清谷字小幣沖八七五の一、八七五の一四から八七五の三一まで、八七六の一から八七六の五まで、八八〇の八から八八〇の一〇まで、八八三の二、八八四の三、八八五の三、八八六の三、八八七の三、八八九の三、八九〇の三、八九一の五、八九一の六、八九二の一、八九二の三、八九三の一、八九三の三、八九四の一、八九四の三、八九四の五、八九四の六、八九五の一、八九五の三、八九六の一、八九六の三、八九七の一から八九七の三まで、八九七の五、八九八、八九九の一、八九九の三及びこれらと一体をなす国有地

清谷字沖河原九三六の一、九三六の三、九三七から九四〇まで、九四一の一、九四一の三、九四二の一、九四二の四、九五〇の三、九五一の三、九五四の三、九六一の三、九六五の五、九六五の六、九六六の三、九六七の三、九七四の三、九九三の一、九九六及びこれらと一体をなす国有地

清谷字下沖河原九九七、九九七の一、九九八から一〇〇〇まで、一

一〇〇〇の二から一〇〇〇の六まで、一〇〇〇の一、一〇〇〇の二、一〇〇〇の七から一〇〇〇九まで、一〇〇一〇の一、一〇〇一〇の二、一〇〇一一の一、一〇〇一一の三、一〇〇二の一、一〇〇二の三、一〇〇三の一、一〇〇三の二、一〇〇四の一、一〇〇四の二、一〇〇四の三、一〇〇四の四、一〇〇四の五、一〇〇五の二、一〇〇六の一、一〇〇六の三、一〇〇七の一から一〇〇七の三まで、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇から一〇一〇六まで、一〇二八、一〇二九、一〇三〇の一、一〇三〇の二、一〇三〇の三、一〇三一の一、一〇三一の三、一〇四一の一、一〇四一の三、一〇四二、一〇四三の一、一〇四三の二、一〇四四の一、一〇四四の三、一〇四五の一、一〇四五の三、一〇四七の一、一〇四七の三、一〇四八の一、一〇四八の三及びこれらと一体をなす国有地

清谷字徳田沖一〇七七の一、一〇七七の五

福庭字下前河原五一六の一の一部、五一六の二の一部、五一七の一、五一七の二、五一八、五一九の一部、五二〇の一部、五二二の一部、五二三の一部、五二四の一から五二四の三まで、五二五の一、五二五の二及びこれらと一体をなす国有地

福庭字前河原五二六、五二七の一の一部、五二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

福庭字上前河原五五八の一部、五五九の二の一部、五六〇の一部、五六一の一部、五六二から五六四まで、五六六の一部及びこれらと一体をなす国有地

清谷

清谷字北田七二〇、七二一の一部、七二二の一部、七二三の一部、七二四の一の一部、七二四の二の一部、七二五の二の一部、七二六の一部、七二七の一部及びこれらと一体をなす国有地

清谷町一丁目

清谷字北田七二六の一部、七二七の一部、七二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>清谷町二丁目</p> <p>清谷字中河原七五一の一の一部、七五一の二の一部</p> <p>天神町字モゲ川六六二の三の一部、六六二の四、六六三の一部、六六四の一、六六四の三の一部、六六四の四、六六四の五、六六五の一の一部、六六五の二、六六五の三の一部、六六五の四、六六五の五、六六五の六から六六五の一〇まで、六六五の九、六六五の二〇、六六五の二二から六六五の二六まで、六六七の一の一部、六六七の二、六六八の二、六七四の一、六七四の二、六七五の一、六七五の二、六七五の八、六七五の九、六七六の一及びこれらと一体をなす国土地</p> <p>天神町字モゲ川下ノ段七三二の二の一部、七六三の二の一部</p>	<p>福庭</p> <p>福庭字清水一四七の次一、一四七の四、一四七の五、一四八、一四九、一四九の内第一、一五〇の次一、一五〇の二、一五〇の三、一五一、一五二、一五三の一、一五四、一五五の一から一五五の六まで、一五六の四、一五六の一、一五六の二、一五六の一五、一五六の一六、一五七の一、一五七の二、一五七の四、一五七の五、一五八の一から一五八の一七まで、一五八の一九から一五八の二七まで、一五九の一から一五九の五まで、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六一の三から一六一の六まで、一六二の一、一六二の二、一六四の三、一七六の一、一七六の八及びこれらと一体をなす国土地</p>
<p>福庭字有田三四二の一、三四二の三から三四二の七まで、三四三の一から三四三の三まで、三四四の一、三四四の三から三四四の一五まで、三四五の一から三四五の三まで、三四五の六から三四五の二一まで、三四六の一、三四六の二、三四七の一から三四七の四まで、三四八の二の一部、三四八の三の一部、三四八の四の一部、三四八の五の一部、三四八の六の一部、三四八の七の一部、三四九の一の一部、三四九の二の一部、三五〇の一、三五〇の三の一部及びこれらと一体をなす国土地</p> <p>福庭字坂根三六七の一の一部、三六七の二の一部、三六七の三の一部、三六七の四の一部、三六七の五の一部、三六七の六、三六七の九、三七八の三から三七八の六まで、三八〇の一の一部、三八三の一の一部、三八三の二の一部、三八三の三の一部、三八四の一、三八四の二、三八七の一の一部及びこれらと一体をなす国土地</p> <p>海田東町字坂根二五の二の一部及びこれと一体をなす国土地</p> <p>海田東町字柳原九二の三の一部及びこれと一体をなす国土地</p> <p>清谷字北田七一の一の一部、七二二の一部、七二三の一部、七二四の一の一部、七二四の二の一部、七二五の一、七二五の二の一部、七二六の一部、七二七の一部、七二八、七二九、七三〇の一部及びこれらと一体をなす国土地</p> <p>清谷字沢地七二二の一の一部、七二二の二の一部、七二二の一部及びこれらと一体をなす国土地</p> <p>清谷字西ノ谷二二九四の次一、二二九四の一四、二二九四の一五、二二九四の一六及びこれらと一体をなす国土地</p> <p>福庭字小在所二七二の三、二七二の四、二八二の二、二八二の三、二八三の二、二八三の六から二八三の一まで及びこれらと一体をなす国土地</p>	<p>福庭町二丁目</p>

三五の三、四三六の二から四三六の七まで及びこれらと一体をなす
国有地

福庭字土井ノ内四三七の一から四三七の八まで、四三八、四三八の
二、四三九、四四〇、四四一の一、四四一の二、四四一の三の一部、
四四一の四の一部、四四一の五の一部、四四一の六の一部、四四二
の一、四四二の二、四四三の一、四四三の二、四四四の一から四四
四の七まで、四四四の九、四四五から四四八まで、四四九の一、四
四九の二の一部、四四九の三、四五〇、四五〇の一から四五〇の六
まで、四五一、四五二、四五三の一、四五三の二及びこれらと一体
をなす国有地

福庭字原ノ前の全域

福庭字中井田四六七、四六八の一、四六八の二、四六九、四七〇の
一、四七〇の二、四七〇の四、四七一、四七二、四七三の一から四
七三の六まで、四七三の八から四七三の一五まで、四七四の一から
四七四の九まで、四七五の一、四七五の二、四七五の三の一部、四
七五の四の一部、四七五の五の一部、四七五の六、四七六の一から
四七六の五まで、四七七の一から四七七の四まで、四七七の五の一
部、四七七の六、四七七の七の一部、四七七の八の一部、四七七の
九、四七七の一〇、四七七の一の一部、四七七の一三の一部、四
七七の一四、四七八、四七九の一、四七九の二、四八〇、四八〇の
二、四八〇の三、四八一の一から四八一の四まで及びこれらと一体
をなす国有地

福庭字下河原四八二、四八三の一、四八三の二、四八四の一の一部、
四八四の二の一部、四八四の三から四八四の六まで、四八五の四の
一部及びこれらと一体をなす国有地

福庭字下前河原四九八の三の一部、四九九の二の一部、五〇〇の三

の一部及びこれらと一体をなす国有地
福庭字前河原五四六の二、五四六の三の一部、五四六の四から五四
六の六まで、五四六の八から五四六の一二まで及びこれらと一体を
なす国有地

福庭字外河原五八二の二の一部、五八三の一部、五八五の一の一部、
五八五の二、五八五の三、五八六の一の一部、五八六の二、五八六
の三の一部、五八六の四、五八六の五、五八六の七、五八七の一か
ら五八七の三まで、五八八、五八九、五九一の四の一部、五九二の
三の一部、五九六の一、五九六の二の一部、五九七の一、五九七の
二の一部、五九八の一部、五九九の一の一部、五九九の二、六〇〇
の一の一部、六〇〇の二の一部、六〇〇の四の一部、六〇〇の五の
一部、六〇一の一部、六〇二、六〇三の一から六〇三の六まで、六
〇四の一から六〇四の三まで、六〇五、六〇六の一部、六〇七の一
部、六一三の一部及びこれらと一体をなす国有地

福庭字小在所山六二二の二、六二二の三、六二二の二、六二二の三、
六二二の二、六二二の三、六二二の四、六二二の五

福庭町二丁目

河北町中通り五三九の一の一部、五三九の四の一部
河北町字善太夫田五五五の四の一部、五五六の四の一部、五五六の
八の一部、五五七の一の一部、五五七の八の一部、五五七の一の
一部、五五七の一二の一部、五五八の一の一部、五五八の二及びこ
れらと一体をなす国有地

新田字中通り五三一の四の一部、五三二の三の一部、五三五の一部、
五三六の一部、五三七の一部、五三八の二の一部及びこれらと一体
をなす国有地

新田字善太夫田の全域

新田字柳原五五九の一、五五九の二、五六〇の一から五六〇の四ま

で、五六八の二、五六八の五、五七二の一、五七二の二、五七二、五七三の一の一部、五七四の二の一部、五七五の二、五七六の一部、五七六の二及びこれらと一体をなす国有地

清谷字沢地七二一の一の一部、七二二の二の一部、七二二の一部、七二三の一から七二三の三まで、七二四の一部、七二五の一部、七二六、七二七、七二八の一から七二八の三まで、七二九、七三〇の一から七三〇の四まで、七三一の一、七三一の二、七三二の一、七三二の二、七三三の一部、七三五の一部、七三七の一部、七三八の一部、七三九の一部、七四〇の一、七四〇の二、七四一及びこれらと一体をなす国有地

清谷字中河原七四二の一から七四二の三まで、七四二の四の一部、七四三の一部、七四四の一の一部、七四四の二の一部、七四六の二の一部、七四七の二の一部、七四八、七四八の一から七四八の三まで、七四九、七五〇の一の一部、七五〇の二の一部、七五一の一の一部、七五一の三の一部、七五二の四の一部、七五二の一の一部、七五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

福庭字土井ノ内四四一の三の一部、四四一の四の一部、四四一の五の一部、四四一の六の一部、四四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

福庭字中井田四七五の三の一部、四七五の四の一部、四七五の五の一部、四七七の五の一部、四七七の七の一部、四七七の八の一部、四七七の一の一部、四七七の二、四七七の三の一部

福庭字下河原四八四の一の一部、四八四の二の一部、四八五、四八五の一から四八五の三まで、四八五の四の一部、四八五の五、四八六の一、四八六の二、四八七の一から四八七の三まで、四八八の一、四八八の二、四八九の一、四八九の二及びこれらと一体をなす国有地

地

福庭字下前河原四九〇から四九六まで、四九七の一、四九七の二、四九八の一、四九八の二、四九八の三の一部、四九九の一、四九九の二の一部、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇〇の三の一部、五〇一の一から五〇一の三まで、五〇二の一から五〇二の三まで、五〇三から五〇八まで、五〇九の一、五〇九の二、五〇九から五二二まで、五二三の一、五二三の二、五二四の一、五二四の二、五二五の一、五二五の二、五二六の一の一部、五二六の二の一部、五二九の一部、五二九の二、五三〇の一部、五三一、五三二の一部、五三三の一部及びこれらと一体をなす国有地

福庭字前河原五二七の一の一部、五二七の二の一部、五二八の一、五二八の二、五二九から五三一まで、五三二の一、五三二の二、五三三から五三六まで、五三六の内一、五三七の一、五三七の二、五三八から五四〇まで、五四一の一、五四一の二、五四二の一、五四二の二、五四三の一から五四三の三まで、五四四、五四五、五四六の一、五四六の三の一部、五四六の七、五四七の一、五四七の二、五四八の一、五四八の二、五四九、五四九の一、五五〇及びこれらと一体をなす国有地

福庭字上前河原五五一、五五一の一、五五一の二、五五二、五五三の一、五五三の二、五五四から五五六まで、五五七の一、五五七の二、五五八の一部、五五九の一、五五九の二の一部、五五九の三、五五九の四、五六〇の一部、五六一の一部、五六六の一部、五六七、五六八の一から五六八の三まで、五六九、五七〇及びこれらと一体をなす国有地

福庭字外河原五七一、五七二の一、五七二の二、五七三、五七四の一から五七四の五まで、五七五から五八〇まで、五八一の一、五八

<p>区域を変更する 町及び字の名称</p> <p>海田西町字唐樋</p>	<p>同上の区域（平成七年二月一日現在の地番による。）</p> <p>海田西町字唐樋のうち四九五、四九五の三から四九五の九まで、四九六の一、四九六の二、四九七の二、四九八の一から四九八の七まで、四九九、四九九の一から四九九の三まで、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇一の一、五〇一の二、五〇二、五〇三の一、五〇三の二、五〇四の一、五〇四の二、五〇六の一、五〇六の三から五〇六の七まで、五〇七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>海田東町字坂根</p>	<p>海田東町字坂根のうち二五の二、二五の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>海田東町字荒神</p>	<p>海田東町字荒神のうち七三の一、七六の一、七六の五、七六の六、八四の三、八五の一、八六の一、八六の二、八七、八八の一から八</p>
<p>一の二、五八二の一、五八二の二の一部、五八二の三、五八三の一 部、五八四の一から五八四の四まで、五八五の一の一部、五八六の 一の一部、五八六の三の一部、五九〇、五九一の二、五九一の三、 五九一の四の一部、五九一の五、五九一の六、五九二の一、五九二 の二、五九二の三の一部、五九二の五から五九二の九まで、五九三 の二、五九三の四、五九六の二の一部、五九七の二の一部、五九八 の一部、五九九の二の一部、五九九の三、五九九の四、六〇〇の一 の一部、六〇〇の二の一部、六〇〇の三、六〇〇の四の一部、六〇 〇の五の一部、六〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地 福庭字下桂子田九一一、九一二、九一三の一から九一三の四まで、 九一四の一部、九一五の一部、九一六の一、九一六の二の一部、 九一六の四、九一六の五、九一七、九一八の一、九一八の二の一部、 九一八の四</p>	<p>八の三まで、八九、九〇の一から九〇の七、九〇の九及びこれらと 一体をなす国有地以外の区域</p> <p>海田東町字外薬師のうち九二の一から九二の三まで、九二の五から 九二の九まで、九二の一から九二の二八まで、九三の一から九三 の三まで、九四、九五、九六の一及びこれらと一体をなす国有地以 外の区域</p> <p>海田東町字大所のうち一三二の二二、一三二の四〇、一五一の一〇、 一五二の一、一五二の四、一五二の一五、一五二の一八及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>海田南町字上河原のうち二二七の一、二二七の二、二二八の二、二 二八の三、二二八の一五、二二八の一六、二二八の二三から二二八 の二五まで、二二八の二七、二二八の三一、二二八の三三から二二 八の三五まで、二二八の三七及びこれらと一体をなす国有地以外の 区域</p> <p>新田字下前河原のうち六〇三の一から六〇三の二四まで、六〇四の 一、六〇四の四、六〇七の三、六〇八の一、六〇九、六一〇、六三 〇の三、一〇五六の一、一〇五六の二、一〇五六の五及びこれらと 一体をなす国有地以外の区域</p> <p>新田字モゲ川下ノ段のうち七六六の三、七七六の四、七七八の四、 七七九の四、七八〇の三、七八四の三、七八九の三、七九五の三、 七九六の三、七九六の四、七九七の三、七九七の四、八〇二の三、 八〇三の七、八〇三の八以外の区域</p> <p>清谷字北田のうち七一〇から七一三まで、七一四の一、七一四の二、 七一五の一、七一五の二、七一六から七二〇まで及びこれらと一体 をなす国有地以外の区域</p> <p>清谷字中河原のうち七四二の一から七四二の四まで、七四三、七四</p>
<p>海田東町字外薬師</p>	<p>海田東町字外薬師のうち九二の一から九二の三まで、九二の五から 九二の九まで、九二の一から九二の二八まで、九三の一から九三 の三まで、九四、九五、九六の一及びこれらと一体をなす国有地以 外の区域</p>
<p>海田東町字外薬師</p>	<p>海田東町字大所のうち一三二の二二、一三二の四〇、一五一の一〇、 一五二の一、一五二の四、一五二の一五、一五二の一八及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>海田南町字上河原</p>	<p>海田南町字上河原のうち二二七の一、二二七の二、二二八の二、二 二八の三、二二八の一五、二二八の一六、二二八の二三から二二八 の二五まで、二二八の二七、二二八の三一、二二八の三三から二二 八の三五まで、二二八の三七及びこれらと一体をなす国有地以外の 区域</p>
<p>新田字下前河原</p>	<p>新田字下前河原のうち六〇三の一から六〇三の二四まで、六〇四の 一、六〇四の四、六〇七の三、六〇八の一、六〇九、六一〇、六三 〇の三、一〇五六の一、一〇五六の二、一〇五六の五及びこれらと 一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>新田字モゲ川下ノ段</p>	<p>新田字モゲ川下ノ段のうち七六六の三、七七六の四、七七八の四、 七七九の四、七八〇の三、七八四の三、七八九の三、七九五の三、 七九六の三、七九六の四、七九七の三、七九七の四、八〇二の三、 八〇三の七、八〇三の八以外の区域</p>
<p>清谷字北田</p>	<p>清谷字北田のうち七一〇から七一三まで、七一四の一、七一四の二、 七一五の一、七一五の二、七一六から七二〇まで及びこれらと一体 をなす国有地以外の区域</p>
<p>清谷字中河原</p>	<p>清谷字中河原のうち七四二の一から七四二の四まで、七四三、七四</p>

清谷字下徳田	<p>四の一、七四四の二、七四五、七四六の一、七四六の二、七四七、七四七の内一、七四七の二、七四八、七四八の二から七四八の三まで、七四九、七五〇の一、七五〇の二、七五一の二から七五一の四まで、七五二の一、七五二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
清谷字小幣沖	<p>清谷字下徳田のうち七八五の二、七八六の二、七八七の二、八〇五の一、八〇五の二、八〇六の次一、八〇六の四、八〇七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
清谷字沖河原	<p>清谷字小幣沖のうち八七五の一、八七五の一四から八七五の三一まで、八七六の一から八七六の五まで、八八〇の八から八八〇の一〇まで、八八三の二、八八四の三、八八五の三、八八六の三、八八七の三、八八九の三、八九〇の三、八九一の五、八九一の六、八九二の一、八九二の三、八九三の一、八九三の三、八九四の一、八九四の三、八九四の五、八九四の六、八九五の一、八九五の三、八九六の一、八九六の三、八九七の一から八九七の三まで、八九七の五、八九八、八九九の一、八九九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
清谷字下沖河原	<p>清谷字沖河原のうち九三六の一、九三六の三、九三七から九四〇まで、九四一の一、九四一の三、九四二の一、九四二の四、九五〇の三、九五一の三、九五四の三、九六一の三、九六五の五、九六五の六、九六六の三、九六七の三、九七四の三、九九三の一、九九六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
清谷字下沖河原	<p>清谷字下沖河原のうち九九七、九九七の一、九九八から一〇〇〇まで、一〇〇〇の二から一〇〇〇の六まで、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇七から一〇〇九まで、一〇一〇の二、一〇一〇の三、一〇一〇の四、一〇一〇の五、一〇一一の一、一〇一一の二、一〇一一の三、一〇一一の四、一〇一一の五、一〇一一の六、一〇一一の七、一〇一一の八、一〇一一の九、一〇一一の十、一〇一一の十一、一〇一一の十二、一〇一一の十三、一〇一一の十四、一〇一一の十五、一〇一一の十六、一〇一一の十七、一〇一一の十八、一〇一一の十九、一〇一一の二十、一〇一一の二十一、一〇一一の二十二、一〇一一の二十三、一〇一一の二十四、一〇一一の二十五、一〇一一の二十六、一〇一一の二十七、一〇一一の二十八、一〇一一の二十九、一〇一一の三十、一〇一一の三十一、一〇一一の三十二、一〇一一の三十三、一〇一一の三十四、一〇一一の三十五、一〇一一の三十六、一〇一一の三十七、一〇一一の三十八、一〇一一の三十九、一〇一一の四十、一〇一一の四十一、一〇一一の四十二、一〇一一の四十三、一〇一一の四十四、一〇一一の四十五、一〇一一の四十六、一〇一一の四十七、一〇一一の四十八、一〇一一の四十九、一〇一一の五十、一〇一一の五十一、一〇一一の五十二、一〇一一の五十三、一〇一一の五十四、一〇一一の五十五、一〇一一の五十六、一〇一一の五十七、一〇一一の五十八、一〇一一の五十九、一〇一一の六十、一〇一一の六十一、一〇一一の六十二、一〇一一の六十三、一〇一一の六十四、一〇一一の六十五、一〇一一の六十六、一〇一一の六十七、一〇一一の六十八、一〇一一の六十九、一〇一一の七十、一〇一一の七十一、一〇一一の七十二、一〇一一の七十三、一〇一一の七十四、一〇一一の七十五、一〇一一の七十六、一〇一一の七十七、一〇一一の七十八、一〇一一の七十九、一〇一一の八十、一〇一一の八十一、一〇一一の八十二、一〇一一の八十三、一〇一一の八十四、一〇一一の八十五、一〇一一の八十六、一〇一一の八十七、一〇一一の八十八、一〇一一の八十九、一〇一一の九十、一〇一一の九十一、一〇一一の九十二、一〇一一の九十三、一〇一一の九十四、一〇一一の九十五、一〇一一の九十六、一〇一一の九十七、一〇一一の九十八、一〇一一の九十九、一〇一一の百</p>
清谷字徳田沖	<p>一〇一三の三、一〇一四の一、一〇一四の二、一〇一四の四、一〇一四の五、一〇一五の二、一〇一六の一、一〇一六の三、一〇一七の一から一〇一七の三まで、一〇一八、一〇一九、一〇二二から一〇二六まで、一〇二八、一〇二九、一〇三〇の一、一〇三〇の三、一〇三一の一、一〇三一の三、一〇四一の一、一〇四一の三、一〇四二、一〇四三の一、一〇四三の二、一〇四四の一、一〇四四の三、一〇四五の一、一〇四五の三、一〇四七の一、一〇四七の三、一〇四八の一、一〇四八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
清谷字西ノ谷	<p>清谷字徳田沖のうち一〇七七の一、一〇七七の五以外の区域</p>
天神町字モゲ川	<p>清谷字西ノ谷のうち一二九四の次一、一二九四の一四、一二九四の一五、一二九四の一六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
天神町字モゲ川	<p>天神町字モゲ川のうち六六二の一から六六二の七まで、六六三、六六四の一から六六四の七まで、六六四の九から六六四の一二まで、六六五の一から六六五の三まで、六六五の五、六六五の七から六六五の一〇まで、六六五の一九から六六五の二六まで、六六七の一、六六七の二、六六八の一、六六八の二、六七四の一、六七四の二、六七五の一、六七五の二、六七五の八、六七五の九、六七六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
下ノ段	<p>天神町字モゲ川下ノ段のうち七三二の二、七六三の二、七六三の三、七六四の一、七八九の一、七九五の一以外の区域</p>
福庭字清水	<p>福庭字清水のうち一四七の次一、一四七の四、一四七の五、一四八、一四九、一四九の内第一、一五〇の次一、一五〇の二、一五〇の三、一五一、一五二、一五三の一、一五四、一五五の一から一五五の六まで、一五六の四、一五六の一、一五六の二、一五六の五、一五七の一、一五七の二、一五七の三、一五七の四、一五七の五、一五八の一から一五八の七まで、一五八の九から一五八の二七</p>

福庭字小在所	<p>まで、一五九の一から一五九の五まで、一六〇の一、一六〇の二、一六一の一、一六一の三から一六一の六まで、一六二の一、一六二の二、一六四の三、一七六の一、一七六の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
福庭字天神前	<p>一体をなす国有地以外の区域</p> <p>福庭字天神前のうち二七二の三、二七二の四、二八二の二、二八二の三、二八三の二、二八三の六から二八三の一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>福庭字天神前のうち三一八の一から三一八の二〇まで、三一九の一から三一九の六まで、三二〇の一から三二〇の四まで、三二一の一から三二一の六まで、三二二の一、三二二の二、三二二の三から三二二の四まで、三二四の一、三二四の二、三二五の一から三二五の九まで、三二六の一から三二六の一〇まで、三二七の一から三二七の三まで、三二八の一から三二八の三まで、三二九、三三〇の一から三三〇の四まで、三三一の一から三三一の五まで、三三二の一、三三二の二、三三三の一、三三三の二、三三三の三から三三三の五まで、三三五の一、三三五の二、三三六の六、三三六の九、三三六の一二、三三八の一、三三八の二、三三九、三三九の次一、三三九の二、三三九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
福庭字有田	<p>福庭字有田のうち三四二の内第一、三四二の一、三四二の三から三四二の七まで、三四三の一から三四三の三まで、三四四の一、三四四の三から三四四の一五まで、三四五の一から三四五の三まで、三四五の六から三四五の二一まで、三四六の一、三四六の二、三四七の一から三四七の四まで、三四八の一から三四八の七まで、三四九の一、三四九の二、三五〇の一から三五〇の三まで、三五一の一から三五一の八まで、三五二の一から三五二の三まで、三五三の一から三五三の六まで、三五五の一、三五五の二、三五六の二、三五六</p>

福庭字坂根	<p>の三、三五六の五、三五七の一から三五七の四まで、三五九の二、三五九の三、三六〇の一から三六〇の六まで、三六〇の九から三六〇の一〇まで、三六一の一から三六一の六まで、三六一の一、三六二の一から三六二の一〇まで、三六三の四、三六四の一から三六四の三まで、三六五の一から三六五の五まで、三六五の七、三六五の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>福庭字坂根のうち三六六の一から三六六の四まで、三六七の一から三六七の六まで、三六七の九、三六八の三から三六八の六まで、三八〇の一から三八〇の三まで、三八一の一、三八一の二、三八二の一から三八二の六まで、三八三の一から三八三の三まで、三八四の一、三八四の二、三八七の一、三八八、三八九の一から三八九の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
福庭字八ヶ坪	<p>福庭字八ヶ坪のうち三九〇の一、三九〇の六から三九〇の二三まで、三九二の一、三九二の三、三九二の四、三九二の六、三九二の八から三九二の一〇まで、三九三の一から三九三の八まで、三九四の一から三九四の四まで、三九七の一、三九七の二、三九八、三九九の一から三九九の三まで、四〇〇の一、四〇〇の二、四〇一の二、四〇二の二から四〇二の一〇まで、四〇三の一から四〇三の六まで、四〇四の一から四〇四の三まで、四〇五の一、四〇五の二、四〇六、四〇七、四〇八の一、四一〇、四一〇の一、四一二、四一四の二、四一四の三、四一四の五、四一四の九、四一五の二、四一五の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
福庭字小在所山	<p>福庭字小在所山のうち六一一の二、六一一の三、六一二の二、六一二の三、六一三の二、六一三の三、六一三の四、六一三の五以外の区域</p>

廃止する字の名称
 海田西町字大所、海田西町字柳原、海田西町字芝場、海田西町字上河原、海田西町字下荏子田、海田西町字上荏子田、河北町字樋口尻、河北町字中通り、河北町字善田夫田、河北町字川尻、河北町字下前河原、河北町字前河原、河北町字モゲ川下ノ段、新田字中通り、新田字善田夫田、新田字柳原、新田字川尻、清谷字沢地、清谷字長田、清谷字小幣、福庭字北田、福庭字穴田、福庭字土井ノ上、福庭字原ノ前、福庭字中井田、福庭字下河原、福庭字下前河原、福庭字前河原、福庭字上前河原、福庭字外河原、福庭字下荏子田

鳥取県告示第百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百条第四項後段の規定による倉吉都市計画事業河北第二土地区画整理事業の宅地の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町の名称	同上の区域（平成七年二月一日現在の地番による。）
清谷	清谷字大樋口三三三の一〇及びこれと一体をなす国有地 清谷字與三治六四二の八、六四四の八、六四七の一、六四七の五、

六五四の二、六五四の三、六五五の四から六五五の四まで、六五六、六五七の一、六五七の二、六五八の四から六五八の八まで及びこれらと一体をなす国有地

清谷字下前河原六六〇の一の一部、六六〇の二、六六一、六六二の一から六六二の五まで、六六三の一から六六三の八まで、六六四の一から六六四の三まで、六六五の一、六六五の二、六六六、六六七、六六八の一、六六八の二、六六九の一から六六九の一まで、六六九の一三、六七〇、六七一の一から六七一の九まで、六七二、六七三の一、六七三の二、六七四、六七五の一の一部、六七五の二の一部、六七五の六の一部、六七五の七の一部、六七六の三、六七六の四、六七六の六、六七六の七及びこれらと一体をなす国有地

清谷字大石橋六七八の六、六八〇、六八〇の四から六八〇の七まで、六八〇の九から六八〇の一まで、六八一の六、六八二の二、六八三内一及びこれらと一体をなす国有地

清谷字上前河原六八六の一から六八六の八まで、六八七の一から六八七の六まで、六八八、六八九の一、六八九の二、六九〇の一、六九〇の二、六九一の一の一部、六九一の三の一部、六九八の二の一部、六九九の一部、七〇〇、七〇一の一、七〇一の二、七〇二、七〇三及びこれらと一体をなす国有地

清谷字北田七〇四の一から七〇四の七まで、七〇五の一から七〇五の八まで、七〇六から七〇九まで及びこれらと一体をなす国有地

清谷字北田平一二九三内一、一二九三の三清谷字西ノ谷一二九四の三、一二九四の四及びこれらと一体をなす国有地

清谷字下沖一三〇四の一部、一三〇五の一、一三〇六の一、一三〇六の二、一三〇七の一から一三〇七の三まで、一三〇八から一三一七まで及びこれらと一体をなす国有地

第三、八〇〇の第四、八〇〇の五から八〇〇の七まで、八〇〇の九、八〇三の一、八〇四の一、八〇六の一、八〇六の二、八〇七の一及びこれらと一体をなす国有地

大塚字燕子池四五三の三の一部、四五九の一の一部、四五九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地

大塚字ハゲ田四六〇の一部、四六一の二の一部、四六二の一の一部、四六二の二、四六三の一部、四六四の一、四六四の二、四六五の一、四六五の二、四六六、四六七の一、四六七の二、四六八、四六九の一、四六九の二、四七〇の一、四七〇の二、四七一の一及びこれらと一体をなす国有地

大塚字広瀬四七五の一の一部、四七五の二の一部、四七五の三の一部、四七五の四、四七五の五の一部、四七六の一、四七七の一、四七七の三から四七七の六まで、四七八の内一、四七八の三から四七八の七まで、四八〇の一の一部、四八〇の二の一部、四八一の一部、四八二の一部、四八三の一部、四八四の一の一部、四八四の二、四八四の三、四八四の四の一部、四八四の五、四八四の六、四八九の一の一部、四八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大塚字中道四八六の一、四八六の四から四八六の六まで、四八七の一、四八七の三、四八八の一から四八八の三まで、四九一の一、四九一の二、四九一の三の一部、四九一の四から四九一の六まで、四九二から四九四まで、四九五の一から四九五の四まで、四九六の一から四九六の三まで、四九七の一、四九七の三及びこれらと一体をなす国有地

大塚字辻畑四九八の一の一部、四九八の四の一部、四九九の一から四九九の四まで、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇一の一から五〇一の五まで、五〇二の一、五〇二の二、五〇三、五〇四の一から五〇

四の五まで、五〇五の一部、五〇六、五〇七の一から五〇七の三まで、五〇八、五〇九の二及びこれらと一体をなす国有地

大塚字前河下五一〇の一から五一〇の四まで、五一一から五一四まで、五一五の一から五一五の八まで、五一五の一一、五一五の一二及びこれらと一体をなす国有地

大塚字柳原五六五の二、五六六の一、五六六の三、五六六の五から五六六の七まで、五六七の二、五六八の一から五六八の五まで、五六九の一、五六九の二、五七〇、五七一の一から五七一の四まで、五七二の二、五七三の一、五七四の一、五七四の五、五七六の一から五七六の三まで、五七七の二、五七七の四、五七七の七、五七七の八、五七九の一、五七九の三、五七九の一から五七九の二二まで、五八〇の一から五八〇の四まで、五八〇の六から五八〇の九まで、五八〇の一二から五八〇の一六まで、五八〇の一八から五八〇の二二まで、五八一の一から五八一の三まで、五八一の五、五八一の七から五八一の九まで、五八一の一二、五八一の二〇から五八一の三一まで、五八一の三三、五八一の三四及びこれらと一体をなす国有地

大塚字前河原五八二の一から五八二の五まで、五八三の一、五八三の二、五八三の四、五八三の一〇から五八三の一二まで、五八四の一、五八四の五、五八八、五九〇の一、五九一の一、五九四の一、五九四の三及びこれらと一体をなす国有地

大塚字十左衛門田五九五の一から五九五の五まで、五九五の七、五九六の一から五九六の三まで、五九七の一、五九七の三、五九七の九、五九七の一〇、五九八、六〇五の一及びこれらと一体をなす国有地

大塚字二ノ大仙分六〇四の一の一部、六〇四の六から六〇四の八ま

	<p>で、六〇四の一〇、六〇四の一及びこれらと一体をなす国有地 大塚字下川六〇八の三、六三〇の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>区域を変更する 町及び字の名称</p>	<p>同上の区域（平成七年二月一日現在の地番による。）</p>
<p>清谷字大樋口</p>	<p>清谷字大樋口のうち三三三の一〇及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>清谷字奥三治</p>	<p>清谷字奥三治のうち六四二の八、六四四の八、六四七の一、六四七の五、六五四の二、六五四の三、六五五の一から六五五の四まで、六五六、六五七の一、六五七の二、六五八の一から六五八の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>清谷字下前河原</p>	<p>清谷字下前河原のうち六六〇の一の一部、六六〇の二、六六一、六六二の一から六六二の五まで、六六三の一から六六三の八まで、六六四の一から六六四の三まで、六六五の一、六六五の二、六六六、六六七、六六八の一、六六八の二、六六九の一から六六九の二一まで、六六九の二三、六七〇、六七一の一から六七一の九まで、六七二、六七三の一、六七三の二、六七四、六七五の一から六七五の七まで、六七六の三、六七六の四、六七六の六、六七六の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>清谷字大石橋</p>	<p>清谷字大石橋のうち六七八の六、六八〇、六八〇の四から六八〇の七まで、六八〇の九から六八〇の一まで、六八一の六、六八二の二、六八三内一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>清谷字北田平</p>	<p>清谷字北田平のうち一二九三内一、一二九三の三以外の区域</p>
<p>清谷字西ノ谷</p>	<p>清谷字西ノ谷のうち一二九四の三、一二九四の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>清谷字下沖</p>	<p>清谷字下沖のうち一三〇四、一三〇五の一、一三〇六の一、一三〇</p>
<p>大塚字前河下</p>	<p>六の二、一三〇七の一から一三〇七の三まで、一三〇八から一三一一七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大塚字柳原</p>	<p>大塚字前河下のうち五一〇の一から五一〇の四まで、五一一から五一四まで、五一五の一から五一五の八まで、五一五の一、五一五の二三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大塚字前河原</p>	<p>大塚字柳原のうち五六五の二、五六六の一、五六六の三、五六六の五から五六六の七まで、五六七の二、五六八の一から五六八の五まで、五六九の一、五六九の二、五七〇、五七一の一から五七一の四まで、五七二の二、五七三の一、五七四の一、五七四の五、五七六の一から五七六の三まで、五七七の二、五七七の四、五七七の七、五七七の八、五七九の一、五七九の三、五七九の一から五七九の二二まで、五八〇の一から五八〇の四まで、五八〇の六から五八〇の九まで、五八〇の二から五八〇の一六まで、五八〇の一八から五八〇の二一まで、五八一の一から五八一の三まで、五八一の五、五八一の七から五八一の九まで、五八一の一二、五八一の二〇から五八一の三一まで、五八一の三三、五八一の三四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大塚字十左衛門</p>	<p>大塚字前河原のうち五八二の一から五八二の五まで、五八三の一、五八三の二、五八三の四、五八三の一〇から五八三の一三まで、五八四の一、五八四の五、五八八、五九〇の一、五九一の一、五九四の一、五九四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大塚字下川</p>	<p>大塚字十左衛門田のうち五九五の一から五九五の五まで、五九五の七、五九六の一から五九六の三まで、五九七の一、五九七の三、五九七の九、五九七の一〇、五九八、六〇五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大塚字下川</p>	<p>大塚字下川のうち六〇八の三、六三〇の一及びこれらと一体をなす</p>

国有地以外の区域

廃止する字の名
称

清谷字上前河原、清谷字北田、清谷字中河原、清谷字下沢地、清谷
字賀部田、清谷字下徳田、清谷字上沖、大塚字下沖、大塚字砂田、
大塚字七峰、大塚字深田、大塚字野嶋、大塚字大荒神、大塚字燕子
池、大塚字大仙分、大塚字ハゲ田、大塚字広瀬、大塚字中道、大塚
字辻畑、大塚字二ノ大仙分

鳥取県告示第百二十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定に基づき、倉
吉市から倉吉都市計画事業河北土地区画整理事業の宅地について換地処分をした旨の届
出があったので、同法第四項の規定により告示する。

平成八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定に基づき、倉
吉市から倉吉都市計画事業河北第一土地区画整理事業の宅地について換地処分をした旨
の届出があったので、同法第四項の規定により告示する。

平成八年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次